

鳥取県令和新時代創造県民運動推進補助金交付要綱（平成28年3月28日施行）第6条第3項の規定に基づき、令和新時代創造県民運動推進補助金の審査に関し必要な事項を次のとおり定める。

1 審査者

審査は、鳥取県補助金等審査会及び鳥取県表彰・認定審査会（令和新時代創造県民運動推進委員会）補助金審査部会（以下「部会」という。）に属する委員により行う。

2 審査方法

- (1) 委員は、申請書類をもとに、別表1及び別表2の審査表により部会の開催前に事前審査を行う。
- (2) 部会では、各委員の個別評価の評価点を集計した順位を基に、合議により総合的に判断し応募事業を順位付けする。

3 審査基準及び評価点

- (1) 審査基準は別表3及び別表4のとおりとし、委員は、各審査項目に対応する審査の観点に基づき評価する。
- (2) 評価は、5点～1点の5段階とする。
- (3) 審査項目に応じ、上記(2)の評価にそれぞれ別表3及び別表4に定める加重を行い、その合計点を委員の評価点とする。
- (4) 評価点は、部会終了時まで修正可能とする。

4 参考意見

応募事業の評価を行うに当たって、委員は、事務局または当該応募事業の申請等受付を行った県の関係職員に対し参考意見を求めることができる。

5 審査に関する公正の確保等

- (1) 委員は、応募者・団体（その構成員を含む。）と直接の利害関係があるときは、部会において自らその関係について申し出るものとし、他の委員の同意を得なければ、当該事業の審査に参加することができない。
- (2) 前項の規定により、審査する委員の数が部会の出席委員数より少なくなる応募事業については、各委員の評価点の合計に当該部会の出席委員数を乗じたものを当該応募事業を審査する部会の委員の数で除して得られた点数を、補正後の評価点の合計とする。

6 事業採択

- (1) 補助事業の採択に当たっては、申請区分ごとに設定する県の予算額の範囲内において、部会の委員の評価点の合計が満点の60%を超える事業を対象に、委員の合議により採択事業を選定する。
- (2) 審議の結果、部会が必要と判断すれば、事業内容に意見を付し、または事業の一部を採択することができる。
- (3) 災害その他やむを得ない事情により、委員が集合して合議による採択事業の選定を行うことが困難な場合の事業採択は、次のとおり行う。

ア 審査方法及び採択事業の選定は2(2)及び上記(1)によらず、申請区分ごとに設定する県の予算額の範囲内において、2(1)の事前審査による各委員の個別評価の評価点の合計が満点の60%を超える事業を対象に、評価点を集計した順位を基に事務局において採択候補事業を選定する。

イ 事務局は、上記アにより選定した採択候補事業を委員に報告し、委員に採択の可否等の意見（事業内容、事業の一部採択等への意見を含む。）を求めるものとする。委員から意見がなければ、採択候補事業を採択事業に選定する。ただし、委員から意見があれば当該意見を他の委員に伝達し、事前審査の評価点を修正した場合は修正後の評価点により集計した順位を基に採択事業を選定する。

ウ 委員は、応募者・団体（その構成員を含む。）と直接の利害関係があるときは、自らその関係について事務局に申し出るものとし、事務局を通じて他の委員の同意を得なければ、当該事業の審査を行うことができない。

エ 上記イの結果、部会が必要と判断すれば、事業内容に意見を付し、または事業の一部を採択することが出来る。